

議案第52号

取手市手数料条例の一部を改正する条例について

取手市手数料条例（平成11年条例第23号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年9月1日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、個人番号の通知カードが廃止されたことに伴い、当該通知カードの再交付に係る手数料を廃止するとともに、関係省令の題名が改められたことに伴い、当該省令を引用する規定について所要の整理を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市手数料条例の一部を改正する条例

取手市手数料条例（平成11年条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前（対応する改正後の欄はこの欄の次に記載）		
別表第1(第2条関係)		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
(1)から(14)まで（略）	（略）	（略）
<u>(15) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)第11条第1項第1号又は第3号から第7号までの規定による通知カードの再交付。ただし、次に掲げる場合を除く。</u> ア 個人番号又は住民票コードの変更による通知カード又は個人番号カードの返納後の再交付の場合 イ 国外転出による通知カード又は個人番号カードの返納後の再交付の場合	通知カード再交付手数料	1件 500円
<u>(16) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第28条第1項の規定による個人番号カードの再交付又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施</u>	（略）	（略）

行令(平成26年政令第155号)第15条第2項から第4項までの規定による個人番号カードの返納後の個人番号カードの再交付。ただし、次に掲げる場合を除く。 ア及びイ (略)		
(17)から(130)まで (略)	(略)	(略)

改正後 (対応する改正前の欄はこの欄の前に記載)		
別表第1(第2条関係)		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
(1)から(14)まで (略)	(略)	(略)
(15) <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)第28条第1項の規定による個人番号カードの再交付又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号)第15条第2項から第4項までの規定による個人番号カードの返納後の個人番号カードの再交付。ただし、次に掲げる場合を除く。</u> ア及びイ (略)	(略)	(略)
(16)から(129)まで (略)	(略)	(略)

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(取手市手数料条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 2 取手市手数料条例の一部を改正する条例(令和元年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち取手市手数料条例別表第1の改正規定中「別表第1第1号から第100号まで」を「別表第1第1号から第99号まで」に、「別表第1第101号」を「別表第1第100号」に、「別表第1第102号」を「別表第1第101号」に、「別表第1第103号」を「別表第1第102号」に、「別表第1第104号から第130号まで」を「別表第1第103号から第129号まで」に改める。

第3条のうち取手市手数料条例別表第1の改正規定中「別表第1第15号から第130号まで」を「別表第1第15号から第129号まで」に改める。